

農作業受委託等サービスシステム構築支援業務 仕様書

令和7年6月

真庭市

産業観光部農業振興課

1. 業務の目的

現在、真庭市における農業従事者の平均年齢は 63.4 歳と非常に高く、後継者不足が深刻である。また、若い世代が農業に参入しにくい状況が続き、高齢化や後継者不足により、耕作されなくなった農地が増えてきている。

一方で、例えば、JA や農業公社など農業に関する機関は既に多く存在するものの、各々の得意分野・守備範囲があり、新たなことに手を延ばしにくい現状がある。

この状況を打開すべく、本市では、令和 7 年 5 月、農業者・農地の減少、集落の衰退に対応し、新たな農業のあり方を構築するため、『真庭版農業支援サービス事業体』の設立を発表した。

この事業体における、地域の集落の営農を守り、地域を維持するために欠かせない活動を支えるためのサービス（農作業受委託サービスおよび交付金事務受託サービス構築業務）を構築するため、本業務を実施するもの。

2. 委託業務

委託業務は、以下のとおりとする。

- (1) 農作業受委託サービスおよびシステムの構築支援
- (2) 交付金事務委託サービスの構築支援
- (3) 報告書の作成
- (4) その他

【業務の詳細】

(1) 農作業受委託サービスおよびシステムの構築支援

農業用機械や人手の不足に悩む農業者や集落と、農業への意欲を持つ担い手、ならびに資材等の余剰を抱える地域との間で、効果的なマッチングを実現するためのサービスおよびシステムの構築支援を行う。併せて、これらのマッチングを円滑に行うための受託体制の整備を行う。

- ① 市内農業法人等ヒアリング
- ② 先進事例の研究およびこれらを参考としたサービス構築の検討
- ③ 「農託」を参考としたマッチングサービスおよびシステム構築の検討
- ④ システムの運用にかかる支援
- ⑤ その他発注者が必要と認める業務

(2) 交付金事務委託サービスの構築支援

地域の集落の営農を守り、地域を維持するために欠かせない活動に必要不可欠な交付金の各種書類作成・申請や実績報告など、様々な手続の事務を代行し、更に取り組みやすくしていく。このために必要とされるサービスおよびシステムの構築支援を行う。

- ① 市内農業者（中山間地域等直接支払交付金集落協定・多面的機能支払交付金活動組織等）へのヒアリング
- ② 交付金事務の受託にかかるサービス内容や料金等の検討
- ③ 交付金事務の受託業務の業務フロー・マニュアル等の作成支援
- ④ サービスの円滑化に資するシステム構築の検討
- ⑤ システムの運用にかかる支援
- ⑥ その他発注者が必要と認める業務

(3) 報告書の作成

(1) ～ (2) の結果について、報告書（任意様式）を作成する。

(4) その他

その他サービス構築支援に必要と認める業務。

3. 履行場所

真庭市久世地内 真庭市産業観光部農業振興課

4. 成果品

2の(3)で作成した報告書を本業務の成果物として提出するものとする。

提出媒体・数	提出期限	提出場所
紙1部 (A4サイズ、カラー印刷) PDFデータ 交付金BP0業務にかかるシステム 一式	令和8年3月17日	真庭市役所農業振興課

(1) 成果品検査

本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

(2) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

4. 共通留意事項

- (1) 業務の実施にあたり、個人情報保護法ほか関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 業務の実施にあたり発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務を効率的に

行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(6) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。